

新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

令和2年8月3日

総務部

〔本人の場合〕

1. 感染を疑わせる風邪症状等が出た場合

【発熱、咳、咽頭痛、鼻づまり等の風邪に似た症状、全身倦怠感、息苦しさ、食欲不振、場合によっては吐気、嘔吐、下痢等いずれかの症状がある場合】

＜自宅で症状が出た場合＞

- ① 部長に連絡した上で、出勤せず自宅療養してください。
- ② 医療機関を受診する場合は、保健所に連絡し、指示に従ってマスクを着用した上で受診してください。
- ③ 風邪症状や発熱がある場合には、必ず保健所に相談してください。特に、だるさや息苦しさがある場合は速やかに相談してください。
- ④ 妊娠中などの場合には早急に保健所に相談してください。

＜会社で症状が出た場合＞

- ① 部長に報告し、直ちに帰宅し自宅療養してください。公共交通機関で帰宅する場合にはマスクを着用してください。帰宅後の対応は、＜自宅で症状が出た場合＞と同様です。
- ② 症状が強く、すぐに受診した方がよい場合は、保健所に連絡し、保健所の指示に従ってください。
- ③ 症状があった社員の机、イス他接触した箇所をアルコール等で拭き取ります。

2. 症状が改善するか、医療機関受診の結果出勤が可能と判断された場合

- ① 発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ等が改善するか、医療機関を受診した結果、出勤が可能と判断された場合には、部長に連絡した上で出勤してください。
- ② 出勤後は、体調の変化に十分に注意し、発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ等が見られたら、直ちに部長に報告した上で帰宅し、自宅療養してください。公共交通機関で帰宅する場合はマスクを着用してください。帰宅後の対応は、＜自宅で症状が出た場合＞と同様です。

3. 濃厚接触者となった場合

【職場で濃厚接触者と決定した場合や、自分が行った場所で感染者が出たことがわかった場合など】

- ① 報道等でわかった場合は、直ちに部長に連絡するとともに、他者との接触を避けて直ちに帰宅してください。自宅でもわかった場合は出勤しないでください。部長は総務部へ連絡してください。
- ② 保健所へ連絡し、保健所からの指示事項を部長に伝えてください。
判明した日から、14日間の自宅待機とします。
- ③ 体温測定を毎日実施し、体調とともに保健所所定の用紙に記録してください。

4. 感染が確定した場合

【本人の対応】

- ① 診断が確定したら、保健所の指示（法的入院、就業制限等）に従うとともに、直ちに部長に連絡をしてください。部長は総務部へ連絡してください。
- ② 診断が確定に至らないが、類似症状と診断された場合は、保健所の指示に従ってください。この場合も直ちに部長に連絡をしてください。
- ③ 保健所より退院及び就業可能の許可を得てから出勤してください。

【他の社員の対応】

社員の感染が確定した場合は、保健所の職場調査が行われ、発症者と濃厚接触した者を決定します。部長は部員全員の行動範囲を把握した上で、基本的に保健所の指示に従います。

〔同居家族等の場合〕

1. 同居家族等に感染を疑わせる症状が出た場合

- ① 同居家族等に風邪症状、発熱、倦怠感、息苦しさ等が出たら、マスクを着用した上で出勤し、部長にその旨を伝えてください。自宅でも感染予防措置（マスク、手洗い）を徹底してください。
- ② 同居家族等の症状が改善するか、医療機関受診の結果、感染の疑いがないと判断された場合には、部長にその旨を伝えてください。

2. 同居家族等に濃厚接触者の疑いがある場合

- ① 同居家族等に濃厚接触者の疑いがあることがわかった時点で、直ちに部長に連絡してください。
- ② 保健所の指導に従い、同居家族等の体調、体温を注意深く確認してください。また、接触を必要最小限にとどめてください。
- ③ 社員本人に発熱等の症状が出現していない場合には、マスクを着用した上での出勤を認めますが、社員本人に発熱等の症状が出現した時点で出勤を取りやめ、部長に連絡してください。

3. 同居家族等が濃厚接触者になった場合

- ① 同居家族等が濃厚接触者であることがわかった時点で、直ちに部長に連絡し帰宅してください。自宅で分かった場合は出勤しないでください。
- ② 保健所からの指示事項を部長に伝えてください。
判明した日から、14日間の自宅待機とします。
- ③ 体温測定を毎日実施し、体調とともに保健所所定の用紙に記録してください。

4. 同居家族等の感染が確定した場合

- ① 直ちに部長に連絡するとともに、他者との接触を避けて直ちに帰宅してください。自宅でわかった場合は出勤しないでください。部長は総務部へ連絡してください。
判明した日から、14日間の自宅待機とします。
- ① 保健所へ連絡し、指示に従ってください。
- ② 保健所からの指示事項を部長に伝えてください。
- ④ 体温測定を毎日実施し、体調とともに保健所所定の用紙に記録してください。